

発行所 福生町役場

発行兼 福生町役場
編集人 総務課

印刷所 昭和印刷KK

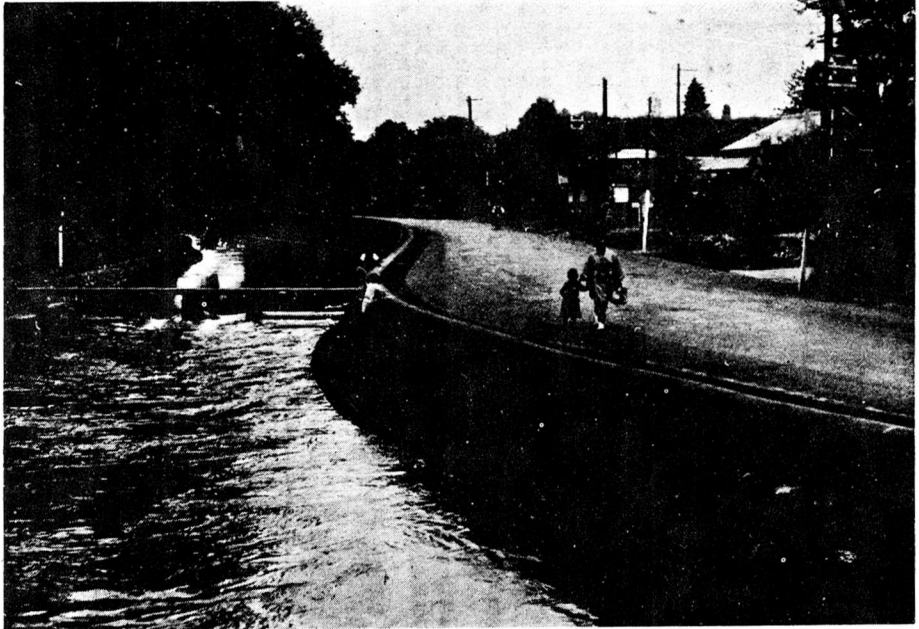
福 生 町 広 報

自十月二十二日
至十月三十一日

秋の

全国交通安全運動

福生警察署



福生町上水道事業
歳入歳出予算の状況

歳 入		歳 出	
科 目	予算額	収入 済額	支出 済額
使用料及手数料	5,376	2,677	
繰入金	1,000	1,000	
雑収入	87	95	
寄附金	1,500	1,146	
委託工事収入	278	546	
繰越金	200	200	
町 債	10,000		
才入合計	18,444	5,664	
科 目	予算額	収入 済額	支出 済額
役場費	4,302	2,340	
拡張費	13,300	2,195	
公債費	720	88	
予備費	119		
才出合計	18,441	4,623	

福生町公益質屋歳入歳出予算の状況

歳 入		歳 出	
科 目	予算額	収入 済額	支出 済額
賃借収入	9,293	3,468	
物品売払代金	231	0	
繰越金	1,100	1,100	
雑収入	10		
才入合計	10,637	4,568	
科 目	予算額	収入 済額	支出 済額
事務所費	601	134	
事業費	9,000	3,880	
公債費	587	84	
委託資金繰越金	400	0	
雑支出	12	0	
予備費	35	0	
才出合計	10,637	4,098	
科 目	予算額	収入 済額	支出 済額
国保費取金	4,935	2,221	
国庫支出金	2,270	454	
町支出金	252		
繰入金	700	700	
繰越金	50	50	
雑収入	39	16	
才入合計	8,266	3,471	
科 目	予算額	収入 済額	支出 済額
役場費	1,166	358	
保険給付費	6,110	1,832	
保健施設費	383	121	
公債費	32		
請支出金	373	56	
予備費	192		
才出合計	8,266	2,367	

昭和32年度福生町歳入歳出予算の状況

歳 入		歳 出	
科 目	本年 予算額	収入 済額	支出 済額
町 税	48,735	23,310	
地方交付税	3,500	2,786	
公営企業及財産収入	116	4	
交付金及負担金	64	0	
使用料及手数料	4,196	1,692	
国庫支出金	7,279	81	
都 支 出 金	3,902	133	
寄 附 金	730	314	
繰 入 金	0	0	
繰 越 金	4,014	4,014	
雑 収 入	1,702	776	
町 債	1,000	0	
才入合計	75,238	33,110	
科 目	予算額	収入 済額	支出 済額
歳 会 費	1,100	1,100	
役 場 費	18,252	6,796	
消 防 費	1,846	317	
土 木 費	14,621	1,863	
教 育 費	10,811	3,479	
社会及労働施設費	8,410	1,113	
保健衛生費	2,515	879	
産業経済費	2,478	639	
財 産 費	3,133	1,533	
統 計 調 査 費	78	12	
遊 学 費	231	38	
公 債 費	3,976	746	
請 支 出 金	5,601	867	
予 備 費	489	0	
才出合計	75,237	19,382	

昭和三十一年度上半期における財政状況を
次の通りお知らせします。
昭和三十三年十月二日
福生町長 秋 山 誠 一

福生町告示第四十一号

都市計画審議会条例可決

追加予算は一千万円

第二回追加更正予算、都市計画審議会条例等重要な議案が審議された第十五回福生町時議会は、九月十三日福生町役場に招集された次の通り可決された。

一、一部事務組合解散について、昭和二十八年以降三回に亘つて開催された隆生・瑞穂羽村三町主催の京王閣競輪「一町村」による開催は許可せずそれに相当する額を交付金として交付する」と云う都の方針により本年度以降の開催は不可能となつたのでこの組合を解散することとなつた。

二、土地買取について、上水道水源に隣接する八五坪の民有地を買取し配水池をつくるものと、と畜場拡張敷地の一六五坪九八(秋多町分)を買取するもので原案通り承認された。

三、契約締結同意方について本年度の水道拡張計画に基づく配水管布設工事資材の供給契約四件、百九十九万八千六百四十三円及び第一水源配水池築造工事契約二百二十万円で、この組合を解散することとなつた。

五、教育委員会委員任命について、九月三十日任期満了となる原茂機造委員の再選任について満場一致承認された。

六、道路認定について、左記の通り町道に編入する旨認定された。

七、福生町手数料条例一部改正について、戸籍手数料の改正に伴い住民登録及諸証明手数料を四十円五十円に値上するも、もて原案通り可決した。

八、福生町都市計画審議会条例の設定について、今まで立川都市計画の一部

大字福生自一、六六二番地	中六米	延長三〇八米
大字福生自一、二六四番地	六五米	九五米
大字福生自九五六番地	四米	九八米

であつた福生町は、近く瑞穂町、羽村町と共に福生地帯都市計画(仮称)として、これに発足をみるので、これに必要な都市計画の策定、事業実施に付、町長の諮問機関として、福生町都市計画審議会設置が可決された。

福生町消防団の現況

横田消防隊とも緊密連絡

★福生町消防団は昭和二十三年消防組織法と同時に完成され、それから約十年福生町の災害防圧の任に當つている。此の間においては数多くの火災に大きな功績を残しているが、なかでも昭和二十九年十二月の福生病院の火災においては、十五米の突風下でよく二病棟の焼失に止めたことは償還さされ、現在本部及び五分団より編成され二〇五名の団員を有しているが、その優秀性は都下屈指のものとして、横田基地消防隊とも緊密に連絡し油脂火災等にも対処できるような装備と訓練もなされ、常設消防署を持たない町の火災防弊にも十二分の力を発揮できると、火災発生の場合には直ちに連絡されることとなつている。



火災の問合せ電話は、火災が発生すると、直ぐに電話で郵便局或は役場等に問合せが殺到いたしますが、これは緊急の連絡に大きな障害となり、消防活動に影響するの、必要以外の電話は、特に夜間には電話交換手も少いので御注意下さい。

福生町消防団の編成

本 部	分団名	分団長	団員数	保有ポンプ	担任区域
副団長 村野 政幸	第一分団 高水惣八	三三	三五	消防自動車一台	南、内出
副団長 田村 匡雄	第二分団 森田 正	三五	三〇	武蔵野 一台	鶴川ヶ谷
指揮班長 高橋 弘喜	第三分団 山崎栄一	四〇	四〇	福生牛浜 一台	福生牛浜
消防主任 田村 忠雄	第四分団 井上重男	四〇	四〇	本町全域 一台	本町全域
機関主任 設楽 五一	第五分団 平原治作	四五	四五	永田、長沢 一台	永田、長沢

都市計画審議会委員 八名さまる

都市計画審議会委員八名が次の通り決定した。

委員長	田村 誠一
副委員長	森田 誠一
委員	高橋 弘喜
委員	森田 誠一
委員	田村 忠雄
委員	高橋 弘喜
委員	田村 忠雄
委員	高橋 弘喜

訂正
前号農業委員会正副会長 蔵一氏は誤りで副会長は「一町田富二」氏であり、すので訂正をお願いいたします。御迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

- 指定審附受領について、牛浜駅前舗装工事に對し十五万円、松の湯通舗装工事に對し二十万円の指定寄附申出があり受領することとなつた。
- 昭和三十三年度福生町歳入歳出追加更正予算、今回の追加更正予算においては、国庫補助金及び都補助金の確定に伴う予算処置が主なるもので概要は次の通りである。
- 【歳入】
 - 1 固定資産税 一、〇〇〇、〇〇〇円
 - 2 国庫支出金 五、五八〇、〇〇〇円
 - 3 都支出金 三、二〇〇、〇〇〇円
 - 4 寄附金 五、〇〇〇円
 - 5 繰越金 五、〇〇〇円
 - 6 線 越金 一、〇〇〇、〇〇〇円
 - 7 町 債 一、〇〇〇、〇〇〇円
 - 8 町 債 一、〇〇〇、〇〇〇円
 - 9 町 債 一、〇〇〇、〇〇〇円
 - 10 町 債 一、〇〇〇、〇〇〇円
 - 11 町 債 一、〇〇〇、〇〇〇円
 - 12 町 債 一、〇〇〇、〇〇〇円
 - 13 町 債 一、〇〇〇、〇〇〇円
 - 14 町 債 一、〇〇〇、〇〇〇円
 - 15 町 債 一、〇〇〇、〇〇〇円
- 【歳出】
 - 1 道路橋梁費 一、八六〇、〇〇〇円
 - 2 都市計画費 一、六八〇、〇〇〇円
 - 3 第一小学校費 一、四〇〇、〇〇〇円
 - 4 第二小学校費 一、三〇〇、〇〇〇円
 - 5 第三小学校費 一、三〇〇、〇〇〇円
 - 6 中学校費 一、三〇〇、〇〇〇円
 - 7 住宅建設費 一、〇〇〇、〇〇〇円
 - 8 合計 一、〇〇〇、〇〇〇円
- 尚今回の追加予算により本年度の予算総額は、七千五百二十三万七千五百九十円となつた。
- 十一、町営住宅建設費起債に、町営住宅の建設費につき百万円の起債が許可され、借入が議決された。
- 十二、町営と畜場建設費起債について、町営と畜場建設費第二期工事に對し、八百萬円の起債が許可され議決された。
- 十三、契約締結同意方について、町営と畜場第二期工事請負契約二百二十五万円につき同意が与えられた。
- 十四、町道路路線の一部変更について、福生町大字福生二二三番地先の町道の一部付替が承認された。
- 十五、凍結汚物の受理について、福生町汚物処理場より放出される汚水により河魚が汚染されるので補償を請求する陳情書が、秋川漁業組合より提出され、全時にこの汚物処理場の臭気について、汚物処理場を講ずるよう、南、内出町会より、陳情書が提出されたが、いずれも厚生委員会において対策を講ずるよう付託された。

上水道事業計画

既設区域内の拡充

本年度二、四七三万円

現在施行している水道の拡張工事は、既設区域内の配水管の増設と井戸水の最も汚染度の低い本町第七・八町会を中心に加えた地区に給水する目的で計画したもので、その事業費は三・四五〇万円である。工事は昭和三十一年度から始め本年度までの三年連続事業で、最終の本年度の工事費は二・四七三万円に次のような工事をするにたっており、これが完成すれば九・〇〇〇人に給水が出

- 一、配水池工事 三・九九六千円
- 二、配水管ノック施工 一・二三〇千円
- 三、配水管拡充費 四・二五〇千円
- 四、配水管整備費 一・五二四千円
- 合計 二四・七三〇千円

第八回商店コンクール

三地区に分けて実施

福生町の商業振興を計り、併せて東京都商店コンクールに協力するために行なわれる第八回福生町商店コンクールは、九月二十六日東京都商工指導所より審査員を迎え、厳選の結果、次の通りそれく入賞が確定した。

- ◆特等 旭屋セトモノ店
- ◆一等 食料品店 二席 みのるや
- ◆二等 石川兵衛店 清華堂菓子店 巴製パン所
- ◆三等 福助菓子店、田辺肉店、中森生花店、一新堂薬局、瀨古酒店、宇津木酒店
- ◆四等 堀田薬局外十一店舗。



審査風景



手数料の改正

十月一日より手数料が次の通り改正になりました。

証明手数料	五十円
住民登録	四十円
住民票の謄(抄)本	五十円
住民票の謄(抄)本一枚につき	四十円
住居票(謄)本一枚につき	四十円

閲覧手数料は三十円、戸籍手数料は四十円です。

学校名	敷地	校舎	学児童
第一小学校	三六三	八四六	七〇
第二小学校	二七〇	二二七	三三
第三小学校	三七六	三三三	六六
第四小学校	二八六	五五六	六六
第五小学校	〇〇〇	三三三	三三
計	三九三	三六〇	三三三

福生町の学校施設

福生町の学校施設の状況を次のとおりお知らせいたします。

(昭和三十三年五月一日現在)

犬を飼っている方々へ

都飼犬取締条例きまる

- 最近犬を飼う方が非常に多く、人畜や畑に相当被害を与へておりますので、公衆衛生の向上及び社会生活の安全を図る為十月一日から「東京都飼犬取締条例」が施行されました。
- 条例の主な点は左の通りです。飼主は特に御注意下さい。
- ①飼主は必ず犬をけい留ししておく事。
 - ②飼犬の犬舎は常に清潔にし汚物を処理し、昆虫等の発生を防ぐ事。
 - ③飼犬に公の場所、及び他人の所有地内等を荒すような行為をさせない事。
 - ④飼主は他人のみやすい箇所(犬)の表示をする事。
 - ⑤飼犬を捨てない事。
 - ⑥犬が人をかんだ場合は、直ちに保健所長(町の衛生係でもよい)に届け、獣医師に検診させ、二週間以上堅固な口輪をつける事。
- 右に違反した者は、拘留または料料に処せられます。
- 犬を飼う場合、又は廃犬する場合に必ず民生課(都の登録)と税務課(町の登録)へ届け出て下さい。
- よく都の登録だけして、町の登録を忘れていて、町に登録が、必ず両方の登録をして下さい。

相談室だより

健康相談は今度週三回となりました。

●開催日 毎週火・木・土曜日、但し土曜日は午前中。

●相談時間 午前十時～午後四時

●但し予防注射のある日は午前中のみ

●計画分岐の相談は次の三指導員が個人指導をします。

熊川地区 桂川指導員
福生地区 森田指導員
影山指導員

◎「更年期障害について」のプリントを無料で差上げます。希望者は役場保健婦まで。

納税貯蓄組合に

加入いたしました

現在福生町には納税貯蓄組合が二十三組合できており、町税の納付、その他について非常な協力をいただいておりませんが、まだこの組合に加入していない方もおられますが税金を一度に取めるということはなかなか大変なことです。

そこで毎月少しづつでも納税貯蓄金をして楽に取られるように納税貯蓄組合に加入することをおすすめいたします。

納税貯蓄組合の加入脱退は自由です。全町全戸もれなく納税貯蓄組合に加入し、納税期間に完納となるようお願いします。

赤い羽根



共同募金運動に御協力下さい

十月は毎年、赤い羽根の共同募金が行われる月です。当町でも、加入の方々に御協力をお願いして去る十月一日より各御家庭への戸別募金を開始致しましたので、参加の節は何卒この「国民たすけ合」の意とすべく特別の御援助をお願い致します。

尚、本年度の目標額は拾七万六千九百参拾四円です。

防衛大学生募集

受験資格

昭和三十三年四月一日現在で満二十才未満の者(ただし自衛官よりの志願者は二十三才未満の者)で昭和三十三年三月高等学校卒業見込の者及びそれ以前の卒業生並びにこれと同等以上の学力があると文部大臣が認めた者。

▽採用予定人員 約三五〇名
▽受付期間 十月五日(土曜) から十一月五日(火曜)まで。

▽試験
第一次試験 十二月一日(日曜)二日(月曜)
第二次試験 一月十日(金曜)十一日(土曜)

▽志願手続
詳細は役場総務課でおたずね下さい。

親切な役場吏員さん



私はことしの三月ごろ土地のことで役場へ行きました。その時うっかりして、「児童心理」という雑誌を窓口へ置き忘れてしまいました。

この雑誌は通信簿特集だったので惜しいなと思いましたが、当時保谷町に住んでいましたので取りに行くのも面倒だしあらさめることにしました。ところが間もなく一冊の雑誌が帯封で届きました。

酒田は福生局で発送人は書いてありませんでした。しかし要紙利用の帯封のなかだという字が明らかで、この時、私はとてもうれしく思いました。転居後役場にお伺いして発送して下さいと方をお聞きしましたがが判りませんでした。

ちよつとしたこのようにで、窓口におられる方の御親切で福生町が大好きになつたことは事実です。どうか今後ともよろしく願います。

親切な吏員さんありがとう
熊川四七八 市川徳夫
倉早速調査をいたしましたところ該当の職員は農業委員会会の地主事森田武氏で

戸籍事務について

本年一月より七月末日までの戸籍取扱件数は左記の通りであります。

種別	件数
出生	三二二
死亡	九三
婚姻	一一一
離婚	一〇
その他	六三九

尚出生については十四日以内死亡については七日以内に必ず届出て下さい。

◎八月一日より、手数料が四の改正により、手数料が四

住民登録

昭和二十七年七月住民登録法施行以来五年、今尚未登録の方があります。国民は必ず居住地の役場に登録する義務があります。之は印鑑、印章、その他各種の届や扶養身分居等その他の証明は非必要ですがこの届出(転入転居)は十日以内に入ればなりません。尚届を怠ると罰則も適用されます。

拾円を令による戸籍の改製事務で多忙を極めていますから勝手本御請求は二、三日手納を見てお申込下さい。

●福生町の各小学校の運動会が次のとおり行われますので御観覧下さい。お知らせいたします。

●福生町の各小学校の運動会が次のとおり行われますので御観覧下さい。お知らせいたします。

世帯数	男九、二七〇	女、四八四
一月一日以後異動状況	転入 男七六八	女八〇六
転出	男五八四	女五五六
第一小学校	十月十三日	
第二小学校	十月六日	
第三小学校	十月六日	

★投稿歓迎★

町に対する希望や御意見がくれた美談、住話等を寄せて下さい。但單なる批評や非建設的なものは掲載いたしかねます。撰択は広報編集員に御一任下さい。

●投稿は四百字詰め原用枚程度、紙上でのとく名は自由ですが、原稿には必ず住所氏名は記入して下さい。

分校給食場完成

分校の給食場が完成いたしました。第一小学校分校の給食場がこの程完成し、二学期の九月から開始されております。今までは本校児童の給食については本校で運んで実施してきていたのですが、児童は途中でさめたので、給食も何かさむさむとした感じがして、食も味気なく感じました。給食場が完成し、給食も味気なく感じました。給食場が完成し、給食も味気なく感じました。

●本年度の町内野球大会は下記の通り二十五日より行なわれ優勝チームに町長賞、準優勝チーム及び第三位のチームに議長賞が授与されます。

